### CNSサービス※1を利用する電子決済等代行業者との契約内容

OKB大垣共立銀行(以下「OKB」といいます)は、2018年6月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」およびそれに係る政令等に基づき、CNSサービスを利用する電子決済等代行業者との契約内容の一部を公表いたします。

### 1. 事故発生等により生じた利用者への補償について

CNSサービスの利用により提供される電子決済等代行業者のサービスに関して、利用者に損害が発生した場合、電子決済等代行業者が利用者への対応窓口となり、電子決済等代行業者が損害を補償します。

#### 2. 電子決済等代行業者における利用者情報の取扱いおよびOKBが行う措置について

電子決済等代行業者は、CNSサービスの利用においてOKBから取得した利用者情報を個人情報保護法その他法令、ガイドライン等を遵守し、かつCNSサービスを利用して提供される電子決済等代行業者のサービスの利用規約または利用者と電子決済等代行業者との契約に従って取り扱います。

電子決済等代行業者は、当該利用者情報について、コンピュータウイルスへの感染 防止、第三者によるハッキング、改ざんまたはその他のネットワークへの不正侵入 または情報漏えい等を防止するために必要な措置を講じるものとします。

OKBは、電子決済等代行業者による利用者情報の取扱いや安全管理措置が不適切であると判断した場合、電子決済等代行業者との契約を解除することがあります。

# 3. 電子決済等代行業再委託者<sup>※2</sup>における利用者情報の取扱いにおいて、電子決済等代行業者 が行う措置およびOKBが行う措置について

電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者に対して利用者情報を提供する場合、自らがOKBに負う利用者情報の取扱いと安全管理措置に関する義務と同等の義務を課し、責任を負います。

OKBは、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者における利用者情報の 取扱いや安全管理措置について適切な対応を怠ったと判断した場合、当該電子決済等 代行業再委託者との接続の停止を求めること、または電子決済等代行業者との契約を 解除することがあります。

- ※1 地銀ネットワークサービス株式会社が提供するマルチバンクレポートサービス。
- ※2 銀行法施行規則第34条の64の9第3項で定める事業者。

## OKB 大垣共立銀行

### 4. 契約締結している電子決済等代行業者(事業者)の一覧

事業者名	対 象	口座情報 の提供 (参照系)	決済指図 の伝達 (更新系)	サービス内容
株式会社東計電算	法人のお客さま	0	_	マルチコネクションサービス
みずほリサーチ& テクノロジーズ株式会社	法人のお客さま	0	_	請求消込業務サービス

### (ご留意事項)

- ・事業者の提供サービスなどは、OKBが提供するものではありません。くわしくは、提供元の 事業者へご照会ください。
- ・OKBは事業者が提供するサービスの内容、セキュリティ、損害賠償等に関し、何ら保証する ものではありません。

以 上

(2021年4月1日現在)